# 入札説明書

「東京大学（中野）教育学部附属中等教育学校（Ⅲ期）等改修電気設備工事（再公告）」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　令和８年１１月６日

２　契約担当者

国立大学法人東京大学
総長　藤井　輝夫
代理人
施設部長　西村　文彦

３　工事概要

（１）工 事 名　東京大学（中野）教育学部附属中等教育学校（Ⅲ期）等改修電気設備工事（再公告）
（２）工事場所　東京都中野区南台１－１５－１（東京大学構内）
（３）工事概要　別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
（４）工　　期　令和９年１２月２４日（金）（屋内運動場は指定部分の工期　令和９年３月３１日（水）、Ｂ棟－１は指定部分の工期　令和９年５月３１日（月）まで
（５）本工事においては、入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。やむを得ない理由があると認められる場合には、紙入札による申請を受け付ける。その場合は施設企画課予算・契約チーム宛に承諾願の様式を請求し、提出すること。入札方法については担当者の指示に従うこと。
（６）本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年　法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

４　競争参加資格

（１）東京大学契約事務取扱規程（平成１６年東大規則第１７６号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
（２）開札時において、文部科学省における電気工事に係る、令和７、８年度のＡ又はＢ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続

開始の決定後、当該契約担当者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成２１年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物（戸建住宅を除く）に係る電気設備工事（受変電設備を含む）で、下記いずれかの内容の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。

１．新営工事で、延床面積１，３００㎡以上の工事

２．改修工事で、施工面積が延床１，３００㎡以上の工事

なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。

（５）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。（専任の有無については、建設業法の定めによること。）

１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・これと同等以上と国土交通大臣が認定した資格を有する者

※上記（４）に掲げる工事の経験の有無は問わない。

なお、配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

（６）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）上記３（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（８）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｲ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）

第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ⅰ）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4）組合の理事

5）その他業務を執行する者であって、1）から4）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（9）東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、茨城県、栃木県又は群馬県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5　設計業務等の受託者等

（1）上記4（7）の「上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社総合設備コンサルタント

（2）上記4（7）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

①資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

（イ）子会社等と親会社等の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、（イ）

については、会社等の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6　担当部局

国立大学法人東京大学施設部　施設企画課　予算・契約チーム

メールアドレス　koujinyusatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話番号　０３－５８４１－２２０９・０６６６

住　所　　〒113-8654　東京都文京区本郷７－３－１

**【特　記】**

**・問い合せは可能な限りメールにて行うこと。**

**・電話連絡の受付は、１１時００分から１２時００分及び１３時００分から１６時００分（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の時間に限定する。**

**・対人による窓口対応は一切行わないので特に注意のこと。**

7　競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４（１）及び（３）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

■提出期間：

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１３日（金）１７時００分まで。

■提出方法：

**全て電子データでの提出とし、下記①から③の順にすべて提出期間内に行うこと。（郵送及び持参は受け付けないので特に留意すること。）**

**①電子入札システムにて様式１を添付の上、電子申請を行う。**

**②本学指定の URL（下記「提出先」）に、申請書（様式１を含む）及び資料を格納したフォルダをアップロードする。フォルダ内のファイル形式は全て PDF とすること。**

**提出先：**https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.faci.adm-2/IgBnL9-62JGrT7HHOd_mStv9AQuuksXZaoMDI54b_lymq-A

**③上記６記載のメールアドレス宛にアップロードの旨を連絡する。**

**別紙「配布書類一覧・競争参加申請の行い方」もあわせて参照すること。**

（２）申請書は、別紙様式により作成すること。（様式１においては代表者印省略可）

（３）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績については、平成２１年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①　施工実績

上記４（４）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式２に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

②　配置予定の技術者

上記４（５）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式３に記載し、証明書等の写しを添付すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③　契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書、特記仕様書及び図面の写しを提出すること。特に、図面については全施工箇所を含み、工事内容全体の詳細が分かるものを提出することとし、平面図等の他、上記４（４）の判断基準を満たしていることが確認できる資料の写し（説明が必要な箇所は必ずマーキング等を行うこと）を必ず提出すること。

（４）見積に必要な図面・仕様書は、下記のとおり交付する。

交付期間：　令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１９日（木）まで

交付方法：東京大学施設部ホームページにて交付する。

（https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html）

（５）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年１１月２４日（火）までに電子入札システムにより通知する。

（６）その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。
④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先　　上記６に同じ。

8　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
①提出期間：　令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月１日（火）まで。
②提 出 先 ：　上記６に同じ。
③提出方法：　書面は必ず郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。
（２）契約担当者は、説明を求められたときは、令和８年１２月８日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9　入札に対する質問

（１）この入札に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
①提出期限：　令和８年１１月１９日（木）１７時００分まで。
②提 出 先 ：　上記６に同じ。
③提出方法：　上記６記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイル（様式自由、Excelファイル※）で送信すること。
※拡張子「xlsx」形式に限る。**拡張子「xls」形式のものについては受信されない**ので注意のこと。
※参考様式 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400161819.xlsx
（２）（１）の質問に対する質問回答書は次のとおり閲覧（東京大学施設部ホームページ https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html）に供する。
期　　間：　令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月１日（火）まで

10　入札及び開札の日時及び場所等

（１）入札日時：　令和８年１２月２日（水）　１１時００分から１５時００分まで
（２）入札場所：　〒１１３－８６５４　東京都文京区本郷７－３－１
国立大学法人東京大学施設部（電子入札システム）
（３）開札日時：　令和８年１２月３日（木）　１４時００分
（４）開札場所：　入札場所に同じ。

11　入札方法等

（１）入札書は、電子入札システムにより提出すること。
（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

12　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除。

（２）契約保証金　納付。（銀行、契約担当者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０以上とする。

13　工事費内訳書の提出

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

（２）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。

内訳においては、別紙「入札内訳書の記載例」を参考に、直接工事費については材料費と労務費を内訳記載し、このほか本工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費、建退協制度の掛金、安全衛生経費など）を明示すること。

（３）提出された工事費内訳書については、契約担当者（その補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別紙「一般競争入札・公募型指名競争入札における工事費内訳書の提出」中の別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第２８第１２号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。

（４）提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

（５）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14　開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。電子入札システムによる参加者の立ち会いは不要だが、第１回目の入札が不調となった場合、再入札に移行するので、開札時間から開札終了まで、電子入札システムにログインしていること。

15　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等

入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16　落札者の決定方法

最低価格落札方式をもって行う。入札執行回数は１回とするが、第１回目の入札において、予定価格に達した価格の入札がない（落札しない）ときは再度の入札を行うものとする。なお、入札にあたっては内訳書の内容を調査して行うものとする。

17　最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18　配置予定技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休･死亡･退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４（５）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19　契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

20　支払条件

請負代金は、請求に基づき４回以内に支払うものとする。

21　工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

22　再苦情申立て

契約担当者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記８（２）の回答を受けた日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

①提出期間：　令和８年１２月９日（水）から令和８年１２月１７日（木）まで

②提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。
③提出方法： 書面は必ず郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

23　関連情報を入手するための照会窓口

上記６に同じ。

24　その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
（３）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
（４）落札者は、上記７（３）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
（５）入札説明書を入手したものは、これを本手続以外の目的で使用してはならない。
（６）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。
この数量書に対する質問においては、次により提出するものとする。
なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
①提出期間：令和８年１１月１９日（木）１７時００分（必着）まで。
②提出先：上記６に同じ。
③提出方法：上記６記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイル（様式自由、Excel ファイル※）で送信すること。
※拡張子「xlsx」形式に限る。拡張子「xls」形式のものについては受信されないので注意のこと。
※参考様式 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400161819.xlsx
④回答書：数量書に対する回答書の閲覧方法および閲覧期間は上記９（２）に同じ。